

守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号。以下「条例」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、条例及び守口市暴力団排除条例施行規則（平成25年守口市規則第 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(入札参加除外措置等)

第3条 市長は、公共工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づく一般競争入札に参加する者に必要な資格又は同令第167条の11第2項の規定に基づく指名競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、第16条第1項の委員会の議を経て同表に定める期間において、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。

2 前項の規定は、条例第8条第1項第4号に規定する入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）について準用する。この場合において、別表中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定により入札参加除外措置を行った者（以下「入札参加除外者」という。）から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間が経過した後、入札参加除外措置の解除の申出があった場合において、当該入札参加除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、第16条第1項の委員会の議を経て、当該入札参加除外措置の解除をするものとする。

(1) 別表1の項の措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から2年

(2) 別表2の項から5の項までの措置要件に該当する場合 入札参加除外措置を行った日から1年

- 4 前項の場合において、市長は、当該申出に係る入札参加除外者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札参加除外者に対して求めることができる。
- 5 市長は、第1項又は第2項の規定により入札参加除外措置を行ったときは、その事実が別表に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、入札参加除外措置の内容その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、第16条第1項の委員会の議を経て、入札参加資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置を行うべきことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第5条 市長は、公共工事等及び売払い等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札への参加を認めてはならない。

- 2 市長は、公共工事等及び売払い等の契約に係る一般競争入札を行うに際し、入札参加資格者が当該契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 市長は、公共工事等及び売払い等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

- 2 市長は、公共工事等及び売払い等の契約に係る指名競争入札を行うに際し、指名を受けた者が当該入札に係る契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。

(1) 入札参加除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府守口警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

(下請契約の解除等)

第8条 市長は、契約相手方が前条各号に掲げる者を下請負人等とすることを許してはならない。

2 市長は、契約相手方が、公共工事等及び売払い等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(共同企業体への準用)

第9条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体について準用する。

(契約の解除)

第10条 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たって当該契約書に暴力団の排除に関する条項を定めるとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団の排除に関する条項を定めるよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第11条 市長は、条例第8条第2項の規定により、契約相手方及びその下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を市に提出するよう求めるものとする。ただし、公共工事等又は売払い等の契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、当該契約相手方は、その下請負人等の誓約書を取りまとめるものとする。

3 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により入札参加除外措置を行う場合を除く。）は、第16条第1項の委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 暴力団員又は規則第3条第5号に該当する者であると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当する者であると認められる場合 当該認定をした日から1年

4 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、当該契約相手方と契約を締結しないものとする。この場合において、当該契約相手方に対し、守口市入札参加停止要綱（平成31年4月1日施行）に基づき入札参加停止の措置

を行うものとする。

(協力要請)

第12条 市長は、市の公の施設の管理を行わせている指定管理者に対し、当該管理に関し、入札参加除外者との間で契約を締結しないよう求めるものとする。

(不当介入に関する指導等)

第13条 市長は、契約相手方又は下請負人等から条例第9条第2項の規定による報告を受けた場合は、当該契約相手方又は下請負人等に対し、不当介入を受けた旨を警察へ届け出るよう指導するものとする。

2 市長は、契約相手方又は下請負人等が不当介入を受けたことにより、公共工事等又は売払い等が遅滞する等のおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、この要綱の運用に当たっては、大阪府守口警察署及び大阪府警察本部との密接な連携の下で行うものとする。

(入札参加除外措置等の通知)

第15条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定により入札参加除外措置、同条第3項の規定による入札参加除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第11条第3項の規定による公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第16条 第3条に規定する入札参加除外措置等について審議するため、守口市公共工事等暴力団対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 都市整備部長

(3) 環境下水道部長

(委員長及び副委員長)

第17条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は前条第2項第1号に掲げる者を、副委員長は同項第2号に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、捜査機関の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、契約主管課において行う。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し必要な事項については、委員会の議を経て契約主管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

(守口市建設工事等暴力団対策措置要綱の廃止)

2 守口市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成元年5月15日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の守口市建設工事等暴力団対策措置要綱第2条第1項又は第2項の規定により指名から除外されている有資格業者又は当該有資格者を構成員に含む共同企業体は、この要綱の規定による入札参加除外者とみなす。

4 この要綱による規定は、一般競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの要綱の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては同日以後に入札に参加させようとする

る者を指名するものについて、随意契約にあつては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項	措 置 要 件	期 間
1	入札参加資格者又はその役員等（規則第3条第5号アからエまでに掲げる者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2	入札参加資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
3	入札参加資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4	入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食又は旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5	入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、1の項から4の項までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	